



島根県報

令和7年9月5日（金）

号外 第 8 7 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

（道 路 維 持 課） 2

告 示**島根県告示第499号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年9月5日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
県 道	松江鹿島美保 関線	松江市北堀町241番地先から同地先まで	メートル 2.12	令和7年 9月5日	松江県土整備 事務所	